

介護保険福祉用具購入の手引き (事業者向け)

目次

■介護保険福祉用具購入費

1. 福祉用具購入費の概要 P 2
2. 対象となる福祉用具購入の種類及び内容..... P 3 ・ 4
3. 福祉用具購入費の給付の流れ P 5
4. 領収書・請求書（受領委任払い）の記入例..... P 6 ・ 7
5. その他留意点、Q & A P 8 ・ 9

鴻巣市健康福祉部介護保険課

介護推進担当

令和元年12月作成

令和6年5月改訂

【2. 対象となる福祉用具購入の種類及び内容】▶3・4ページ

「⑦固定用スロープ」「⑧歩行器」「⑨歩行補助つえ」を対象品目に追加。(令和6年4月より)

【その他注意点】▶8ページ

一部福祉用具の貸与と販売の選択制の導入について、注意点を追加。

変更前	変更後
<p>・申請書の購入理由の記入欄には利用者の身体状態を記入した上で、福祉用具が必要な理由（福祉用具がないと生活できない、福祉用具があることで利用者の自立支援につながる等）を具体的に記入してください。「福祉用具があった方がいい」、「福祉用具があると便利」などは福祉用具購入の理由とはなりませんのでご注意ください。</p> <p>・購入日時点で利用者の状態が大きく変わった場合などは、購入するか再度検討してください。</p>	<p>・申請書の購入理由の記入欄には利用者の身体状態を記入した上で、福祉用具が必要な理由（福祉用具がないと生活できない、福祉用具があることで利用者の自立支援につながる等）を具体的に記入してください。「福祉用具があった方がいい」、「福祉用具があると便利」などは福祉用具購入の理由とはなりませんのでご注意ください。</p> <p>・<u>貸与と販売の選択制が導入された福祉用具（固定用スロープ、歩行器、歩行補助つえ）については、申請書の購入理由の記入欄または福祉用具サービス計画に販売を選択した理由を記入してください。</u></p> <p>・購入日時点で利用者の状態が大きく変わった場合などは、購入するか再度検討してください。</p>

【福祉用具購入に係るQ&A】▶8・9ページ

「Q6. 同じ福祉用具を複数個販売できますか。」を追加。

【その他、軽微な文言の変更】

■介護保険福祉用具購入費

1. 介護保険福祉用具購入の概要

介護保険の「福祉用具購入費」の概要は以下のとおりです。

項目	内容
支給対象者	<p>介護保険の要支援・要介護認定を受けた者</p> <p>※要支援・要介護認定申請中に福祉用具購入を行う場合には、認定後に福祉用具購入費を支給します。</p> <p>(認定結果が非該当になった場合は支給しません。)</p> <p>なお、入院中や入所中の方であっても、退院・退所予定が確実で、在宅生活に備えて福祉用具購入が必要な場合は購入可能ですが、支給申請は退院・退所後になります。(一時帰宅中の支給申請は認められません。)また、退院・退所が出来なくなった場合は、支給を受けることができませんので、全額自己負担になります。</p>
対象となる福祉用具	<p>都道府県知事から指定を受けた特定福祉用具販売事業者から購入した日常生活の自立を助ける福祉用具が、保険給付の対象となります。また、特定福祉用具販売事業者であっても、福祉用具専門相談員の助言を受けずに、インターネット・通信販売等で購入した場合は、保険給付の対象外です。</p>
申請の種類	<p>次の2種類のいずれかを選択できます。</p> <p>① <u>償還払を利用する申請</u></p> <p>申請者が購入費用全額を一旦販売事業者支払い、申請書類提出後に購入費用の9～7割を市から申請者に支給します。</p> <p>② <u>受領委任払を利用する申請</u></p> <p>申請者が購入費用の1～3割のみを販売事業者支払い、申請書類提出後に購入費用の9～7割を市から販売事業者支払います。</p> <p>受領委任払を利用するには、販売事業者が鴻巣市に受領委任払い対象事業者として登録されている必要があります。登録には販売事業者が鴻巣市に登録申請を行う必要があります。</p>
利用限度額 (支給限度基準額)	<p>同一年度に10万円まで 保険給付額9～7万円(9～7割)、利用者負担額1～3万円(1～3割)</p> <p>※1年間の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日です。購入した日の属する年度で限度額の管理をします。</p> <p>10万円を超えて購入した場合は、超えた額については全額自己負担となります。</p> <p>1回の購入費用が10万円以内の場合、差額分(支給可能金額)は、同じ年度内に利用できます。</p> <p>原則、同じ種目の福祉用具を複数購入することはできません。(▶9ページQ6参照)</p> <p>ただし、同じ種目でも用途・機能が異なる場合や破損した場合は、対象になります。<u>介護保険課にご相談ください。</u></p>

※対象となる福祉用具の種類及び内容は2ページを参照。

2. 対象となる福祉用具購入の種類及び内容

福祉用具購入費の対象となる福祉用具の種類及び内容は次のとおりです。

種類	内容
① 腰掛便座	<p>和式便座の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）</p> <p>洋式便器の上に置いて高さを補うもの</p> <p>電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの</p> <p>便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）</p>
② 自動排泄処理装置の交換可能部品	<p>自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行うものが容易に交換できるもの</p> <p>専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。</p>
③ 入浴補助用具	<p>入浴用いす 座面の高さがおおむね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するもの</p> <p>浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの</p> <p>浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるもの</p> <p>入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽の出入りを容易にすることができるもの</p> <p>浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差解消を図ることができるもの</p> <p>浴槽内すのこ 浴槽の中において浴槽の底面の高さを補うもの</p> <p>入浴用介助ベルト 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に解除することができるもの</p>
④ 簡易浴槽	<p>空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの</p>
⑤ 移動用リフトの釣り具部分	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの</p>
⑥ 排せつ予測支援機器	<p>利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行うものに自動で通知するもの。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。</p>

⑦ 固定用スロープ	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。
⑧ 歩行器	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。
⑨ 歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。松葉づえは除く。

※複合的機能を有する福祉用具については次のとおりの取扱いとなります。

(1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合にはそれぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断し、介護保険の福祉用具販売の対象種目に該当する部分のみ給付の対象となります。

(2) 区分できない場合で、福祉用具貸与及び福祉用具販売の両方の種目が含まれている場合は、福祉用具全体が福祉用具販売の給付対象となります。

(2) 区分できない場合で、福祉用具貸与及び福祉用具販売の種目に該当しない機能が含まれる場合は、給付対象となりません。

※「⑦固定用スロープ」「⑧歩行器」「⑨歩行補助つえ」については、貸与と販売の選択が可能です。

3. 福祉用具購入費の保険給付の流れ

	償還払	受領委任払
福祉用具 購入前 (共通)	介護保険給付に該当するか判断に迷う場合等には、必ず購入前に鴻巣市役所介護保険課にご相談ください。	
福祉用具 購入時	被保険者は購入費の全額を販売業者に支払います。 販売業者は購入費の全額を記載した領収証を交付します。	被保険者は購入費の1～3割を販売業者に支払います。 販売業者は購入費の1～3割を記載した領収証を交付します。
福祉用具 購入後	申請時に必要な書類 ① 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書及び委任状 ② 領収証 ③ 購入した福祉用具のパンフレット(対象品目を明示してください)。 オーダーメイドの場合は、見積書(内訳書)等の寸法のわかるものを添付してください。	申請時に必要な書類 ① 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書及び委任状 ② 介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状 ③ 領収証 ④ 請求書(鴻巣市長宛て) ⑤ 購入した福祉用具のパンフレット(対象品目を明示してください)。
	※購入内容を審査し、「介護保険支給(不支給)決定通知書」を被保険者に送付します。	※購入内容を審査し、「介護保険支給(不支給)決定通知書」を販売業者に送付します。
支給	介護保険課から被保険者に、購入費用の9～7割を口座振替により支給します。	介護保険課から販売業者に、購入費用の9～7割を口座振替により支給します。
	支給日については、申請日によって以下のとおりとなります。 ① 15日までに申請⇒申請月の下旬 ② 月末までに申請⇒申請月の翌月の月上旬	

領収証（受領委任払い）記入例

領収証

鴻巣 太郎 様

金額 ¥5,000-

但し ポータブルトイレABC代

50,000 円の 1 割自己負担額として

和元年 4 月 1 日 上記正に領収いたしました。

こうのす
株式会社

10 割分の総額が確認できる
よう記入してください。

領収日は申請書の購入日と同
日になるようしてください。

宛名…被保険者本人の氏名を記載します。（家族氏名は不可。）

金額…給付対象額に 1 の位がある場合、被保険者の自己負担額は端数切上げになります。

（例）金額 ¥1, 038-

浴槽手すり代 10, 374 円の 1 割負担額として

請求書

宛名は、鴻巣市長とご記入
ください。

鴻巣市長 宛て

金額 ¥45,000-

但し 鴻巣 太郎様購入ポータブルトイレABC代

50,000 円の 9 割保険給付額として

令和元年 4 月 1 日 上記請求します。

こうのす
株式会社

10 割分の総額が確認でき
るよう記入してください。

請求日は申請書の提出日
をご記入ください。

宛名…鴻巣市長と記入してください。

金額…給付対象額に 1 の位がある場合、保険給付額は端数切捨てになります。

(例) 金額 ¥9, 336-

浴槽手すり代 10, 374 円の 9 割保険給付額として

※請求書以外の書類に不備があり、書類の再提出が必要になった場合は、併せて請求書も再発行していただき、請求日は再提出日をお願いいたします。

その他注意点

- ・申請書の購入理由の記入欄には利用者の身体状態を記入した上で、福祉用具が必要な理由（福祉用具がないと生活できない、福祉用具があることで利用者の自立支援につながる等）を具体的に記入してください。「福祉用具があった方がいい」、「福祉用具があると便利」などは福祉用具購入の理由とはなりませんのでご注意ください。
- ・貸与と販売の選択制が導入された福祉用具（固定用スロープ、歩行器、歩行補助つえ）については、申請書の購入理由の記入欄又は福祉用具サービス計画に販売を選択した理由を記入してください。
- ・購入日時点で利用者の状態が大きく変わった場合などは、購入するか再度検討してください。

福祉用具購入に関するQ & A

Q 1

介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は、福祉用具購入費の対象となりますか。

A 1

福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の製造、部品交換がなされることが前提となっている部品が対象となります。

ただし、上記に該当する場合でも、交換が必要となった原因が著しく不適切な使用方法による場合は対象となりません。

交換が必要な状態であることを確認するため、市職員が利用者の居宅を訪問し現在使用している福祉用具を確認させていただく場合があります。

Q 2

同一品目を再度購入することはできますか。

A 2

原則として、福祉用具購入においては、同一品目を再度購入することはできません。

ただし、通常の使用法により福祉用具が破損・汚損し、使用継続が困難場合は、例外として再度購入することができます。再度購入する場合は、購入前に市役所に連絡の上、以下の書類を提出する必要があります。

- ・再購入申請書
- ・再購入する福祉用具のカタログ
- ・現在使用している福祉用具の状態がわかる写真（破損・汚損個所がわかるように写してください）

※部品交換により継続利用できる場合は、部品交換が優先となります。

なお、介護保険給付適正化の観点から、次の場合においては、市職員が利用者の居宅を訪問又は窓口での現物確認にて現在使用している福祉用具を確認させていただきますので、現在使用している福祉用具は破棄しないように利用者にお伝えいただきますようお願いいたします。

また、当日の立会いをお願いいたします。

- ・破損・汚損を理由とした、過去5年以内に購入されたもの
- ・写真のみでは破損・汚損の程度を確認できないもの
- ・身体状況の変化を理由とするものについては、本市においてその状況確認が困難である場合
※本市が保有する認定調査票の確認や担当ケアマネジャーへ聞き取り等をさせていただき、要否を判断しかねる場合は現地確認を行います。

Q 3

福祉用具購入費の支給の基準日はいつになりますか。

A 3

福祉用具を購入した日（領収日）が基準日となります。例として、3月に福祉用具を引き渡したが、領収日が4月の場合は、次年度の福祉用具購入分として支給限度額に算入されます。また、利用者の負担割合についても領収日時点の負担割合が適用されます。

Q 4

福祉用具購入後、入院又は入所した場合は、どうなりますか。

A 4

在宅時に福祉用具を使用した場合は、入院又は入所後であっても支給申請を行うことができます。なお、その場合は入院日や入所日を確認いたします。

使用していない場合は保険給付対象外となるため、福祉用具納品時に利用者の身体状況等が変わっていないか確認し、変わっていた場合には福祉用具の必要性について再検討してください。

Q 5

事後申請前に被保険者が死亡した場合、どのようになりますか。

A 5

福祉用具を購入後利用者が使用した場合は、利用者が死亡後であっても支給申請を行うことができます。なお、その場合における支給申請書の申請者は、利用者ではなくご家族になります。生前に領収が行えなかった場合の領収証の宛名もご家族になります。

Q 6

同じ福祉用具を複数個販売できますか。

A 6

固定用スロープ、歩行器、歩行補助つえについては、利用者の身体状況や用具の性質等から複数個の利用が想定されるため、同一種目の福祉用具であっても複数購入を認める場合があります。

複数購入の申請の際は、申請書の購入理由欄又は福祉用具サービス計画に複数購入の理由を明記して提出してください。

※固定用スロープを複数購入する場合は、設置場所を明記した住宅の図面と、メジャーを当てた段差の写真が追加で必要になります。

※判断に迷うケース等の場合は、介護保険課介護推進担当まで事前にご相談ください。